

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に係る審議（第1回）

1. 日 時

令和2年3月3日（火） 10時30分～11時35分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、山田攝子、和田貴志、二村真理子

<国土交通省>

自動車局：貨物課 伊地知、柳瀬、山城、足利、伊藤

事案処理職員：運輸審議会審理室 富田、原、大沢、塚田

4. 議事概要

- 自動車局から、資料に基づいて一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 標準的な運賃を告示した後、一般貨物自動車運送事業者が収受する収益を、従業員であるドライバーまで回っていくかどうかについては、どのように確認するのか。
 - ② 燃料費の算定根拠で使用する燃費は、トラックを適切に管理している事業者かどうかでその良し悪しが変わると思われるが、そのような事情を考慮せず、原価調査結果により把握した全国平均値を用いることとしている。これは、今回告示する運賃は、運送事業者や荷主に対して参考として提示する、あくまでも標準的なものであるため、という理解でよいか。等の質問・意見があった。
- これに対し、自動車局から、
 - ① 標準的な運賃の告示後にはフォローアップ調査を行い、実際の運賃やトラックドライバーの賃金の推移を見ていく。もし不適切な状況があった場合には、指摘・指導していく考えである。
 - ② 然り。なお、原価算定の対象とした事業者は適正な事業運営が確保され

ていることを前提としている。
等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。